

資材価格高騰等に対する特例措置の適用について

- 1 本工事及び業務は、資材価格高騰等に対する特例措置（以下「特例措置」という。）の対象工事及び業務である。

本工事及び業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を当初契約月へ変更するものである。

- 2 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、設計単価表及び物価資料に単価が掲載されている資材、労務及び機械賃料等とする。
- (2) 上記（1）以外の資材等においては、対象外とする。

- 3 実施方法

- (1) 発注者は、当初契約締結後、対象工事の設計単価を、当初契約月における最新の設計単価表等の設計単価に変更する。
- (2) 発注者は、特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 特例措置の変更契約は、三重県建設工事設計変更要領に基づき、変更契約を行うものとする。
- (4) 変更後の請負代金額等については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：当初契約月の単価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- 4 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、建設工事請負契約書第 26 条※の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とする。

※下線部は、別表－1により対応する契約条項に置き換える。

- 5 その他

設計単価表等は、市場価格の動向に応じて毎月改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があります。